

## 建物警備業務委託契約書(案)

秋田県大館能代空港管理事務所 所長 千葉 和仁（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、令和8年度 県単空港維持管理費 建物警備業務委託について次のとおり委託契約を締結する。

（委託の内容）

第1条 発注者は、令和8年度 県単空港維持管理費 建物警備業務委託（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。  
2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（委託料）

第3条 委託料は、年額〇〇〇〇〇円とする。  
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額〇〇〇〇〇円）  
ただし、月額〇〇〇〇〇円とする。  
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額〇〇〇〇〇円）  
2 受注者は、毎月5日までに、前月の委託業務に関する完了報告書を発注者に提出するものとする。また、委託業務を完了したときは遅滞なく委託業務完了届を提出するものとする。  
3 受注者は、前項の完了報告書の検査を受け合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。  
4 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

（契約保証金）

第4条 〇〇円とする。（※納付の場合）  
秋田県財務規則第178条第〇号の規定により免除する。（※免除の場合）

（委託業務の処理方法等）

第5条 受注者は、別添仕様書により委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(臨機の措置)

第7条 発注者は、業務上緊急の措置を要すると認めるときは、受注者に対して所要の措置を求めることができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じ必要な措置を行ったときは、その結果について遅滞なく発注者に報告するものとする。

(調査等)

第8条 発注者は、受注者の委託業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め又は、委託業務の処理に関して必要な指示を与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理をみずから行うものとし、他の者にその処理を再委託することができない。

(解除等)

第10条 発注者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (2) 受注者の委託業務の処理が不相当と発注者が認めたとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行することができないと発注者が認めたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は発注者にその損失の補償を請求することができない。

(損害補償)

第11条 受注者は、従事者が委託業務の実施に際して発注者に損害を与えたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。第三者に損害を与えたときも同様とする。

2 前項の受注者が発注者又は第三者に対して負担する損害賠償の限度額は次のとおりとする。

- (1) 身体上の損害 1事故に対して金10億円
- (2) 財産上の損害 1事故に対して金10億円

ただし上記(1)及び(2)を併せて1事故については金10億円

3 発注者は、前第1項の損害を受けたときは、その事実を知った日から7日以内に書面をもって受注者に請求するものとする。

4 発注者が上記請求を怠ったときは、受注者は発注者に対する損害賠償の責を免れる

ことがある。

5 受注者は、次の各号に起因する損害については賠償の責に応じない。

- (1) 建物、施設、物品等の瑕疵に基づく場合。
- (2) 停電等の理由で電話回線が不通になり、機械警備が不可能になった場合。

(解約の予告)

第 12 条 発注者又は受注者が本契約を解除しようとするときは、書面をもって予告しなければならない。

(契約の費用)

第 13 条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(信義則)

第 14 条 発注者及び受注者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 15 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年〇月〇日

発注者 北秋田市脇神字藁袋 2 1 番地 1 4 4  
秋田県大館能代空港管理事務所  
所 長 千 葉 和 仁 印

受注者 住所  
会社名  
代表者名 印